

議案第三十六号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年三月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四第一号中「百分の七・二五」を「百分の七・一四」に改める。

第十五条の八中「六十一万円」を「六十三万円」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・二四」を「百分の二・二九」に、「百分の六十六」を「百分の六十五」に改め、同条第二号中「一万二千三百円」を「一万二千九百円」に、「百分の三十四」を「百分の三十五」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の一・二四」を「百分の一・四六」に、「百分の五十五」を「百分の五十九」に改め、同条第二号中「百分の四十五」を「百分の四十一」に改める。  
第十六条の五中「十六万円」を「十七万円」に改める。

第十九条の二中「六十一万円」を「六十三万円」に、「十六万円」を「十七万円」に改め、同条第一号口中「八千六百十円」を「九千三十円」に改め、同条第二号中「二十八万円」を「二十八万五千円」に改め、同号口中「六千五百十円」を「六千四百五十円」に改め、同条第三号中「五十一万円」を「五十二万円」に改め、同号口中「二千四百六十円」を「二千五百八十円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第十五条の四、第十五条の八、第十五条の十二、第十六条の四、第十六条の五及び第十九条の二の規定は、令和二年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説 明）

国民健康保険の保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第十八号）の施行による国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正に伴い保険料の減額措置の拡充及び保険料の賦課限度額の変更をするため、本案を提出いたします。